市民と市役所

自治体の制約と可能性

1

「弱い立場の市民」

と市役所 人の問題

第一部の作文集「私の横浜」のなかで、

原田洋一さんは「弱い立場の市民」(一

ぐるAさんと市役所の対応の事例をとりあげたあと、 ○四ページ参照)として、生活保護をめ

つぎのように結んでおられる。 「人並みよりも多少レベルが低くてもいいから、ごく

市民と市役所

も知れない。もし、ほんとうにそうであるなら、牧師 もなく横浜市では……』。 そういう答が 返ってくるか ことを、行政権力をもっている人たちは涙しつつ考え 普通の人間が求める生活さえ見通しのつかない人々の の不認識を許していただきたいと思う」 てほしいと思う。 『いや、 そんなことはいわれる まで

をだした人に保護を認めるかどうかは、厚生省の次官 市長に委任した機関委任事務である。生活保護の申請 生活保護の仕事は、他の多くの仕事と同様に、



横浜の私たち

は、この詳細をきわめた基準と、基準通りに事務がお こなわれているかどうかを点検する厚生省のきびしい を基準にすることになっている。市の福祉事務所職員 ・局長・課長からだされた通達をもとにした実施要領

監査のもとで仕事をしている。 そこで、原田さんが「行政権力をもった人たちは涙

しつつ考えてほしいと思う」という時、それは厚生省 問題にされているのか。 のか、それともAさんに接した市役所の職員の態度が の決めている基準の低すぎることが問題にされている

ぎのように明快であった。 この点を問いなおしてみると、原田さんの意見はつ

ての発言である。 くれて、不服はない。私の文章は、一般的な問題とし ①Aさんのことでは担当職員は非常によく協力して

るものがあるということをいっているのだ。 たとえば た二者択一ではなく、市の役人にも批判されるに価す ②国の制度・基準が悪いか、市役所が悪いかといっ

> 人は法律だ、制度だといって突きはなそうとする。そ の姿勢は、親とは全く反対である。 ようと思い、何とか施設に入れようと交渉するが、役 身障児の親は、子どもを少しでもよい状態に引き上げ

力者に頼んでもらうとできることもある。 ③法律だ、制度だ、といってできないことでも、

有

「ここに救済されるべき人がいる」という事実を 訴 え 医療にしても住宅にしても、今後もいろいろの事例で ていくが、市役所はこれをどう受けるだろうか。 ④自分は牧師の立場から、Aさんの問題に限らず、

ここでだされている問題は、たとえば寝たきり老人

役所に対して、一人の救済されるべくして救済されて 何千人、あるいは住宅困窮世帯十何万戸の対策如何と を前提とする行政に対して、一人の人間の重さをつき いない市民を対置しているのである。全体または多数 いったことではなく、市民の生命と生活を守るべき市

つけているのである。 テレビや電気冷蔵庫がまだ普及する途中であった何

調べた福祉事務所の職員が、それぞれ国から決められ 年か前、 保護の申請がでた母子家庭へいって、その資産状況を 二つの都市で二つの母子心中があった。 生活

た基準に従って、

テレビ、冷蔵庫を売るように指示し

はいくつかの事実をあげて「行政の非情」を事件の原 たのだが、心中はその直後のできごとであった。 新聞

因だとみて報道した。

る。

る。 **ら立ち向うかという困難だが緊要な課題と受けとるべ** という基本的な理解の上に立って、自治体は福祉にど れらの痛ましい事件のもつ意味と関連して 考 えら れ 市役所に対して原田さんが提起している問題は、こ 市民 (国民) の最低生活の保障は国の責任である

日本の社会 「非生産者」と

県連合会々長横田弘さん=横浜市磯子 身障者の全国組織「青い芝」の神奈川

障害者殺しの思想 区中原=は、 ―」という本をだした。 昭和四十九年一月「炎群 横田

さんは四一歳、重度の脳性マヒ者であり、詩人である。 本には「青い芝」の会がその運動に反対した当時の記 は、母親に同情して減刑嘆願運動がおこったが、この が、子どもを施設に引き取ってもらうことができず、 録と、殺される障害者の立場からの意見が書かれてい 看護に疲れはてて二歳になる長女を殺 し た、地 元 で 四十五年、横浜市内で、二人の身障児をも つ母 親

怖を感じる」といい、つぎのように書いている。 ない「健全者の社会意識に強い怒りと同時に激し てるが、殺される身障者の立場に立って考えることの つねに加害者に同情し、マスコミは施設不足を書きた 横田さんは、こうした事件がおこるたびに、世論は

うちに

人間の心の中に

入り込んでいる

現実にあったと の社会では余計者であるとする差別意識が、無意識 いう人間観の問題、 会の中で、役に立たない人間は存在する価値がないと 「この事件のもつ本質的な原因は、 つまり非生産者である障害者はこ 生産第一 主義 の社



市民と市役所



いえないだろうか」

がでた。そのなかにも 棄列島 四十七年九月、自治労社会福祉評議会から「人間廃 社会福祉の現状と問題点――」という冊子

は、人間として処遇されないのは仕方ないことだ』と 時、そこにあるのは『生産力として役に立たない人間 くの労働者の一般的・常識的な態度を想定 してみる いう資本と同じ論理であり、抜きがたい差別感情では 「身障者や精神障害をうけた人たちに対する私たち多

と書かれている。

身障者の運動としては「青い芝」の会とは別の道を

あるまいか」

歩む人たちがいるとしても、横田さんの主張には 全者」の側からの反論を許さないものがあると思われ この障害児殺しの減刑嘆願問題について、四 健

> 署名一五%③両方に署名五%④どちらにも署名しない うするか」というもので**、**これに対する一般市民の答 運動と、両方から署名を求められた場合、あなたはど は①減刑嘆願運動に署名四三%②減刑嘆願反対運動に 質問の趣旨は「減刑嘆願運動と減刑嘆願に反対する

問題が、被害者の立場を選ぶか、加害者の立場を選ぶ 名しない」者が二三%もあったことは、だされている うみるかは、むずかしい問題である。 「どちらにも署

減刑嘆願運動に半数近い人が署名していることをど

しかし、見方によっては、やはり身障者にとって恐ろ さという問題に移して答えたとみることもできよう。 観の問題として受けとることを避け、福祉行政の貧し は、この質問を身障者のいのちという突きつめた人間 であったともとれる。「減刑」を選んだ回答者の 多 く か、と割切って答えるのには重すぎる意味をもつもの

しい数字と読むことができる。 いわゆる社会的弱者に対する問題は、身障者が試金

どのような結果であったか。

東京・杉並区で意識調査がおこなわれたが、

「健全者」に対する「非生産者」という点では、 者は明日もひとの身」だからというのである。 石だといわれる。「老人は明日はわが身」だが、「身障 しかし 問題

たきり老人が八○人収容されており、なお順番待ちの は身障者だけに限らない。 介護を必要とする老人のための岩井寮にはいま、寝

が、送り込まれた老人は決してホッとはしない」とい い「だから、老人と家族の心をどうつなぐかが私の仕 疲れた家族は、老人を施設に送り込む と ホッと する 人が約四○人はいる。寮長のNさんは「家庭で介護に

和寮での調査によると「老人ホームに入ってから肩身 事」といっている。 二人は、ほとんどが「自分が老人 ホーム に 入って い 二五人が「はい」と答え、そのうち子どものある者一 の狭い思いをしましたか」という質問に、一一〇人中 また同じく市立の老人ホーム阿久

控え目な言葉のなかに、家族や地域の、老人に対する はないか」と、そのことに気をつかっている。これら て、子どもが隣近所から冷たい目でみられているので

ø 見方がかいまみられるように思われる。 ていけない社会との関連について、解答をだせないま 精神薄弱児(者)の施設松風学園の若い 施設と、施設に収容しなければ精神薄弱児が生き 職

員た

が、もちろん、施設の職員たちだけで答のだせるよう 性が最大限に開かれたとしても、成績主義、業績主義 な問題ではない。 てくれるだろうか」――そんな問題を抱いているのだ のいまの社会が、いったいこの子たちをどう受けいれ まに模索を続けている。「施設で、精神薄弱児の 可能

「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してき た 者 ければならない理由は「社会の進展に寄与」だけであ として敬愛され……」とあるが、老人が大切にされな るが、前記「炎群」のなかで優生保護法にふれ、その ってよいのか。また、横田さんは独自の立場からであ

として、老人福祉法をあげる人も多い。その第二条に

業績主義、能率主義のいまの社会を背景にしたもの

第一条に「この法律は、優生上の見地から不良な子孫

167

市民と市役所

横浜の私たち

の出生を防止するとともに……」とある、その「不良

孫の名の下に、劣性の名の下に抹殺されるのはゴメン いまの社会の生産第一主義をみているのである。 である」と書いている。不良・優良の判断の基準に、 な子孫」を問題にしている。そして「私は、不良な子

して私たちが外にでて感じるのは、盲人に対する普通 ます。だが、いつもいちばん私たちに親切なのは酔っ 本性とを対比させつつ、 たすら会社とマイホームの間を往復させら れて いる ぱらいです」と話す。白い杖などには目もとめず、 には心をつかってくれる人も少なくないことがわかり んな突き倒さんばかりにして職場に急ぎますが、休日 いうことです。杖をついて歩く私たちを、週日にはみ の人たちの態度が、週日と休日とではまるでちがうと トセンター勤務の海老名正吾さんは、「毎日の体験と 「健全者」の集団と、「理性」を失った酔っぱらい の さらに元神奈川県点字図書館長で現在、二俣川ライ 海老名さんは現代社会の病状 ひ

> らに市民生活の次元に移していうならば、果して「健 の人間観、社会観の問題であろう。そして、 るかという問題であると同時に、「健全者」 も関連して考えられるべきであろう。 全者」は「強い立場の市民」なのか、といった問題と これらは「健全者」が「弱い立場の市民」 これをさ 社会自体 をどうみ

少数 般の問題へ から

委員会

きた。第一次報告の結びの項目は「福祉行政の原則 ける国・市民・市のかかわりを中心に調査研究をして 指標を求めるため、 て、将来における横浜市の福祉行政のあり方について は、 横浜市総合福祉行政調査研 究 た。この委員会は市長の委託 当面の課題として、福祉行政にお 四十九年三月、第一次報告をだし を受け . の

つかず、顕在化・多数化しえない問題である。 り、自ら訴える力をもたない場合が多い。圧力と結び 「福祉の問題は、社会において常に少数者の問題であ

確立」である。少し長くなるが、引用してみよう。

を正確にとらえているように思われる。

リティ(少数者)であるが故に行政施策の重要性があ

とは簡単ではない。しかし、福祉は経済理論においての貴重な税金を注ぎ込まねばならない根拠を見出すこもたず、社会復帰の可能性をもたない対象者に、市民たとえば、重症身障児のごとく、経済・労働価値を

福祉の公的保障は平均的ということとともに、個別行政に求められることを見逃すことはできない。

保障を要求するのである。

このための透徹した理念が

ではなく、人間の論理において障害児の人格の発達の

ら、政策の優先性を決定しうる福祉の行政原則の確立土台として、個々のニードに公平に対応する 観点 かとされる。ナショナル・ミニマムの保障と環境整備をのニード(必要・要求)に対する公平性の確保が目標のニード(必要・要求)

展望する新しい行政の姿勢を生みだすのではなかろう導かれる原則を明確化することが、明日の市民福祉をマイノリティの問題に対する福祉理念と、そこからを望みたい。

く受動的である、というのである。

この報告では、福祉の問題として、社会的に弱い立か」。

く筋書を示そうとしている。に、広い分野にわたる一般の市民福祉実現への道を開に、広い分野にわたる一般の市民福祉実現への道を開にもとずく行政の原則をはっきりさせ、そこからさら場の少数者に対するいわゆる社会福祉の理念と、それ

ずかしさを、つぎのように説明している。は、何よりも日本の風土で福祉の問題が育つことのむされる。この委員会の委員の一人である阿部志郎さん行政の姿勢を生みだす」ことには、多くの困難が予測もちろん、そのような「市民福祉を展望する新しい

わが国では、市民は福祉問題に対して、自発的ではな会」を基盤としており、福祉はその上に成立してきたものる。しかし、日本の社会がよりどころとしてきたものる。しかし、日本の社会がよりどころとしてきたもの は「家族――国家」で、家族の手に余るものは行政責 は「太間――社



市民と市役所

170

横浜の私たち

したがって、福祉の問題に行政が啓発的、主導的には、福祉の育つ土壌はうまれないにちがいない。問題を抜きにして、家族と行政とのやりとりだけからたしかに、社会あるいは地域といった横に広がる面の

ても施設の絶対数が不足していることに疑問をはさむて重要な課題となる。横浜市はもちろん、全国的にみ・活動力をどこまで有効なものにできるかは、きわめ取組もうとする場合、地域社会に潜在する理解・協力

果があがるとは考えられない。このような 地 域社 会対策も、両者の共通の基盤となる地域社会を除いて効の関連で決まる問題である。しかも、その施設も在宅余地はないが、どれだけ不足しているかは在宅対策と

近してはいけない問題は何なのか。に、行政はどこまで接近できるのか。また、行政が接

!政が地域のなかの個々の老人や身障者などに点と

育、衛生、労働、住宅などの分野に総合的な視点をもげるとともに、民生行政が縦割りの枠をご え て、 教して接触するのではなく、面としての地域に接触を広

る。

だが、それがそのようには運ばないらしい。

の一例をあげれば――とうとする筋書のなかで、何よりも課題として残るの一例をあげれば――とうとする筋書のなかで、の一例をあげれば――とうとする筋書のなかで、何よりも課題として残るのとうとする筋書のなかで、何よりも課題として残るのとうとする筋書のなかで、何よりも課題として残るのの一例をあげれば――

こ春学園は、家庭環境に恵まれない子どもたちのための市の施設である。国の基準で、予算も職員の数もめの市の施設である。国の基準で、予算も職員の打さだかりの子ども約七○人が生活している。職員のTささけ、もちろん予算の範囲内でのことだが、店に連れる時、もちろん予算の範囲内でのことだが、店に連れる時、もちろん予算の範囲内でのことだが、店に連れる時、もちろん予算の範囲内でのことだが、店に連れる時、もちろん予算の範囲内でのことだが、店に連れる時、もちろん予算の範囲内でのことだが、店に連れる時、まちのたりの市の施設であると考えているからである。

般的にいえば、 ここでの問題にどんな理由があったかは別として、 現場から学ぶものはなお非常に多いよ

らに思われる。

2 開かれた自治体へ

試みと背景 市民討議の

話しあう区民の集い」が各区別に開かれた。 計画」をテーマとして、 昭和四十八年八月十二日から十月二十八 日にわたる期間に、横浜市では「新総合 「あすの横浜を

第二回、第三回は、一般区民の集会であった(表26)。 は、区を組織の単位としている各種の団体の集会で、 集会は各区ごとにそれぞれ三回もたれ、 第 □

治会、 能団体、婦人団体、 団体代表者の集会は、政党、宗教団体をのぞいて、 町内会などの地域団体をはじめその区にある職 労働団体、 文化・スポーツ団体や

> 会の運営方法などが相談のうえきめられた。 でおこなうための討議事項、 ほか、そのつぎに開かれる予定の区民集会を市民参加 い、横浜市で作成した新総合計画案についての討論 れて開かれたものであった。主催は区役所 が おこ な 世話人の互選(表27)、

このような市民討議集会がもたれ、いわば「市民参

表-26 市民討議集会実施状況			
区 分	参加 者数	発言 者数	総合計 画関係 意見数
第一回集会 (各種団体の長によ) る市民討議集会 計14回	人 1,317	人 198	件 284
第二回集会 (市民討議集会) 計14回	4, 297	596	570
第三回集会 (市民討議集会) 計14回	3, 158	598	641
市長への手紙等		_	80
合 計 42回	8,772	1, 392	1,575

住民運動団体、

その他社会団体などに広く呼びかけら